

「令和 8 年 1 月施行！下請法は取適法^{とりてきほう}へ」
～下請法・下請振興法改正ポイント説明会の実施について～

令和 7 年 9 月 1 9 日
公正取引委員会事務総局九州事務所
経済産業省九州経済産業局

公正取引委員会事務総局九州事務所及び経済産業省九州経済産業局は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正ポイント説明会を九州 7 県で開催します。

1 概要

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法は、本年 5 月 23 日に公布された、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 41 号）により改正され、令和 8 年 1 月 1 日に「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法^{とりてきほう}」）及び「受託中小企業振興法」として施行されます。取適法では、「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」という新たな禁止事項が追加されるほか、手形払等の禁止、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が対象取引に追加、従業員基準の追加などの規制の見直しが行われます。

公正取引委員会事務総局九州事務所及び経済産業省九州経済産業局は、適用対象となる事業者をはじめとする関係者に広く周知を行うため、九州 7 県において、各県と協力して対面式の説明会を開催し、取適法等の概要と改正のポイント等を御説明します。

2 開催日時・会場等

開催地	開催日時	開催会場	募集定員
福岡市	令和 7 年 10 月 2 日（木） 14 時 00 分～16 時 00 分	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11-1 福岡合同庁舎新館 3 階会議室	150 名
佐賀市	令和 7 年 11 月 5 日（水） 14 時 00 分～16 時 00 分	佐賀市城内 1 丁目 1-59 佐賀県庁舎（新館）11 階大会議室	100 名
長崎市	令和 7 年 11 月 13 日（木） 14 時 00 分～15 時 30 分	長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 1 階エントランスホール	100 名
熊本市	令和 7 年 10 月 21 日（火） 13 時 00 分～15 時 00 分	熊本市中央区桜町 1-3 市民会館シアーズホーム夢ホール（熊本市民会館）大会議室	100 名
大分市	令和 7 年 10 月 30 日（木） 13 時 30 分～15 時 30 分	大分市大手町 3 丁目 1-1 大分県庁舎新館大会議室	100 名

宮崎市	令和7年12月10日（水） （時間は調整中）	宮崎市橘通東1丁目9 宮崎県庁舎防災庁舎防51号室	90名
鹿児島市	令和7年10月7日（火） 14時00分～16時00分	鹿児島市山下町14-50 カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）大研修室	100名

※ 調整中の時間や会場は、決定次第、公正取引委員会のホームページで情報を更新していますので、御確認ください。

3 主催等

主催：公正取引委員会事務総局九州事務所、経済産業省九州経済産業局

共催：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

4 申込方法

申込先	URL 等
公正取引委員会事務総局 （2026年1月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会の実施について）	https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/toriteki.html 
経済産業省九州経済産業局 （イベント情報）	https://www.kyushu.meti.go.jp/event/index.html 

<注意事項>

- ・ 開催日の約1か月前を目処に募集を開始します。順次、公正取引委員会と経済産業省九州経済産業局のホームページにおいて、申込フォームを公開します。
- ・ 参加可能人数は1事業者2名までとさせていただきます。
- ・ 本説明会は先着順・事前予約制です。申込締切（開催日の前日17時00分）前であっても、定員に達した場合は申込みを締め切ります。
- ・ 参加可能人数を超えて参加申込みがあった場合は、「受講確定通知」のメールを受信した場合であっても、参加をお断りすることがありますので、御了承ください。
- ・ 申込みの際にお知らせいただいた個人情報は、本説明会に関する確認や緊急連絡、事後アンケートの実施のみに使用します。
- ・ 駐車場には限りがありますので、公共交通機関又は周辺の有料駐車場を御利用ください。

<問い合わせ先>

- 公正取引委員会事務総局九州事務所 下請課
電話：092-431-6032（直通）
- 九州経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室
電話：092-482-5590（直通）